よくあることについての考察
予期せぬ結果をもたらすことのある永久信託の設立について
(2001)

過去10年間、米国の多くの弁護士やファイナンシャル・プランナーは、顧客に対し永久信託の設立を推奨してきた。こうした信託は、しばしば「ダイナスティ・トラスト」と呼ばれる。個人がこのような信託を設立する背景には、個人や家族それぞれの理由が数多くあるが、その主な動機は、将来の世代の信託資産にかかる連邦世代飛越税を回避することにあった。 この租税回避手法に後押しされ、永続信託を専門とする小規模な産業が誕生した。現在ではその規模が十分に大きくなり、この信託ビジネスを誘致しようと競う多くの州が、州内での永続信託の設立を許可するために「永続禁止の原則」[1]を廃止した。これにより、これらの州は、当初からこの「原則」を採用していなかった多くの州に加わることとなった。 これらの新しい法令は、慈善団体とは対照的に、個人向けの信託が無期限に存続することを許すべきではないという原則に基づいて、イギリスおよびアメリカで300年以上にわたり確立されてきた法令やコモン・ローの判例を覆すものである。 私の観察によれば、永久信託の設立動機として節税が強調され、その動機に応えるために法令や判例法が変更された結果、プランナーや信託設立者による批判的思考がしばしば曇らされてきた。すなわち、そのような信託の下で生活する受益者の生活が信託の存在によってどのように影響を受けるか、また社会全体がそのような信託の存在をどのように捉えるかについて、十分な検討がなされていないのである。 本稿では、計画立案者や設立者が、設立を意図している永続信託が、その信託の対象となる個人にとっていかに最大の利益をもたらすかを決定する際に、これらの問題を考慮に入れることができるよう、これらの課題に光を当てていきたい。

永続信託が受益者の生活にどのような影響を与えるかという具体的な問題に移る前に、永続信託の歴史を振り返ることが有益であると考えます。私たちが知る信託は、ローマ法の「使用権（use）」という概念から、イングランドおよびヨーロッパ大陸、特にフランスにおいて発展しました。これは、ある人物が、物（res）の所有権を持たずに、一定期間その物を使用できるとする法的概念です。 この考え方は、信託としてイングランドおよびフランスのコモン・ローに根を下ろし、十字軍の時代までには土地所有権において確固たる地位を築いていた。当時、法律は信託の期間について区別を設けていなかったため、信託は無期限に、言い換えれば永続的に存続することが許されていた。間もなく、イングランドとフランスの貴族たちは、自らの土地を永続信託に組み入れることで、理論上は自らの階級的地位を無期限に永続させることができると気づいた。そのため、
イングランドやフランスの土地の多くが永続的な信託に組み入れられることが一般的となった[2]。残念ながら、この制度が発展した国々の経済にとっては、2つの予期せぬ結果が生じた。第一に、貴族家が資金を必要とした場合や、場合によってはその家系が消滅した場合であっても、信託された土地はしばしば譲渡できなかった。第二に、そのような土地は、所有者が決して完全な所有権を得ることがないため、その改良を気にかける所有者がおらず、管理が不十分なことが多かった。
多くの終身賃借人は、その土地の生産性に対する長期的な影響を顧みることなく、可能な限り最大の年間収益を得ようと努めた。 こうした予期せぬ結果により、イングランドやフランスの富の一部が、台頭しつつあった商業階級から「浪費されている」と見なされるようになった。同様に、資金と起業家としての創造性を兼ね備えた者たちも、こうした土地を購入して改良することができないことに苛立ちを覚え、その結果、経済に対する永久信託の悪影響という認識がさらに強まった。 さらに、永久信託に起因する財産の所有権移転の停止は、しばしば貴族家系の特定の成員、あるいは世代全体が「信託基金の受益者」となり、19世紀の産業化が進んだアメリカの名門家系の第3世代や第4世代の成員に見られるような、今日の「無気力」や「送金依存」に陥る原因となった。 当時も現在と同様に、この怠惰の原因は、その「貴族」一族のどの構成員も、毎月支給される手当の源泉である信託に封じ込められた資本を所有したことがなく、今後も所有することはないという事実、そしてどの家族構成員もこれらの資産を管理する方法を学ぶ必要が決してないという事実に起因していた。実際、いかなる種類の商業活動も、

。イギリスにおけるこうした永久信託の結果、17世紀末までに、弁護士、商人、経済学者たちは、永久信託を（膨大な土地が売買できないため）商業にとって大きな足かせであり、また「ある者が所有権を
他者が何かを「利用する」間、所有権を一時的に停止させることは、商業にとって有益になり得るという）という本来の理念に対する濫用であると見なされるようになった。こうした懸念の結果、1600年代後半、イングランドでは「永続的信託禁止規則（Rule Against Perpetuities）」が採択された。この「規則」が、まず判例法によって、その後法令によって採択された当時、弁護士、裁判官、経済学者、そして国会議員たちは、これを偉大な改革と見なしていた[3]。

フランスにおける永久信託の歴史もまた示唆に富んでいる。フランスには、歴史的に見て、十分に理解された永久信託の規定が存在していた。しかし、1789年の革命に至るまで、フランスはイギリスが「永久信託禁止規則」によって行ったような改革を一切行わなかった。 フランスにおいて、こうした改革が行われなかったこと、およびその結果として土地の売買ができなくなったことで生じた経済成長の制約は、近代経済としてのフランスの発展を遅らせた。貴族による永続信託の利用を通じて経済が濫用されているとみなされた事態は、ナポレオンおよび彼に助言した法学者たちにとって極めて深刻な問題と見なされ、1805年の『ナポレオン法典』において、フランスから信託制度が完全に排除されることとなった。 今日、多くのフランス人弁護士は、「フィデュシー（fiducie）」と呼ばれる法的実体を通じて信託を再導入しようとしている。彼らは、この制度の欠如が、依頼人が遺産計画を適切に立てる能力を阻害していると感じているからである。
興味深いことに、「フィデュシー」を提唱する人々のうち、この制度を永続的なものにすることを提案している者は一人もいない。

では、永続的信託について歴史的にどのようなことが言えるだろうか。少なくとも信託法の進化の過程において、ある時期には永続的信託が存在し、研究可能な歴史があり、その歴史は、社会がそのような信託を市場に重大な悪影響を及ぼし、非生産的な階層を永続させるものと認識していたことを示していると言える。 社会が永続信託に対して抱く最初の異議については、そのような信託が土地の売買に歴史的に悪影響を及ぼしてきたことに疑いの余地はない[4]。第二の異議については、フランスやロシアの歴史が、社会から「自ら生計を立てる必要が決してない」と見なされる階層に対して冷淡であったことは明らかであり、

とりわけ、自分たちがほとんど知らない、ただ運よく選ばれただけの先祖が子孫のために永久信託を設立したという理由だけで、そのような地位を享受している人々に対しては、さらに冷酷な扱いをしてきた。

いわゆる「永久信託」という新しいアイデアについての議論に移るにあたり、ジョージ・サンタヤナの「過去を記憶できない者は、それを繰り返す運命にある」という極めて賢明な戒めを思い出す。
「ダイナスティ」信託を商品として軽々しく宣伝し、税務上の問題を解決するためにそれを安易に売りさばいている数多くのファイナンシャル・プランナーのうち、上述したように永続信託の歴史における「最初の」章について研究し、その実態を知っている者はどれほどいるのだろうか？ また、過去の多くの社会が、永続的な「余暇階級」の創出を容認できないものと見なしてきたという事実を、彼らの中でどれほど多くの人が理解しているのだろうか。本稿の目的は、これらの問題について意見を述べるのではなく、むしろそれらを提起することで、私たちファイナンシャル・プランナーが、この賢明な
「過去を記憶せよ」という賢人の戒めに応え、これらについて思慮深い見解を形成できるよう、これらの問題を提起することにある。そうすれば、クライアントが策定している計画がもたらしうる結果について、最善の助言をすることができると私は信じている。また、この「考察」を執筆している現在、連邦世代スキップ税を廃止する法案が、下院と上院の両院で可決され、大統領によって署名されたことを指摘せざるを得ない。 永続信託の過去の経緯や、これから論じるような信託内における受益者の生活に関する諸問題が、多くの設立者にとって、この永続的な法的枠組みを創設する前に立ち止まって考えるきっかけとなっていたのではないか、と私は思う。とりわけ、もし彼らが、その信託の存続期間中にはおそらく存在し得ないような税務上の問題を解決せざるを得ない状況に追い込まれていなければ、なおさらのことだろう。
。

さて、永久信託の受益者の生活に影響を与える問題に移りますが、まず、税務プランナーの頭には通常、真っ先に浮かばないものの、クライアントの生活、クライアントが属する家族、そして彼らが生活し活動する社会システムに対する自らの行動の長期的な影響を懸念する、思いやりのある専門家たちがしばしば真っ先に考える3つの問題を見てみましょう。 ハイゼンベルクの「意図せぬ、あるいは予期せぬ結果の法則」、個々の決定の結果に対する社会の関心、社会の構成員による決定への影響力、そして熱力学第二法則、すなわちエントロピーの法則である。ヴェルナー・ハイゼンベルクは

は、現代物理学が、宇宙が行う行為にはしばしば意図せぬ、あるいは予期せぬ結果が伴うことを示していると指摘した。現代の経済学者、社会科学者、心理学者の間でも、それぞれの分野においてこの同じ現実を認識し、ハイゼンベルクの原理を適用する傾向が強まっている。古代ギリシャ人は、ハイゼンベルクやその現代の追随者たちよりもはるか以前からこの現実を理解しており、奉仕の職業に就く若者たちを指導する際、「害を及ぼしてはならない」と諭すことで、この考えを表現していた。 古代ギリシャ人は、解決しようとしている問題に関連するシステム全体やその中のあらゆる課題を理解する前に、善行を急いで行おうとすると、しばしば善よりも害をもたらす結果になることを認識していた。 そこで私は、ハイゼンベルクと古代ギリシャ人の考えを統合し、次のように提案したい。私たちの行動にはしばしば意図しない、あるいは予期せぬ結果が伴い、その一部は害を及ぼす可能性があるため、いかなる計画プロジェクトを始める際も、「善を行おうとする前に、まず害を与えないことを確実にせよ」という原則から始めるべきである。 この原則は、永続信託の設立に特に当てはまります。なぜでしょうか？ それは、プランナーは有限の存在であるのに対し、そのプランナーが設立する信託は理論上、不滅だからです。確かに、そのような場合、信託設立者の子孫の性質や経験、そして彼らと信託が存在する環境に関する多くの疑問は、設立者にはもちろん、プランナーにとっても未知であり、見通すことのできないものとなるでしょう。 計画担当者は、設立者がこのような信託を設立するのを支援するにあたり、各受益者が順次、信託の存在を自らの生活に組み込んでいくにつれて、自身が各受益者の人生に多大な影響を与えることになることを認識しなければならない。 今日生きている人々からわずか2、3世代先、ましてや7、8、9世代先、さらにはそれ以降の世代に至る受益者たちの生活がどのようなものになるかを想像することは、信託プランナーや信託設立者にとって、謙虚な気持ちにさせられる経験となるはずです。重要な部族の仕事を始める際、イロコイ族の長老たちが互いに交わした「7世代後の部族の成員が、
今日の意思決定において私たちが示した配慮と思いやりに敬意を払ってくれることを願うべきだ」というイロコイ族の長老たちの戒めは、永続信託の計画者や設立者がその作業に着手する際に役立つだろう。当然のことながら、一族のこれほど多くの世代に影響を及ぼす永続信託の創設は、深い謙虚さと十分な忍耐をもって行われ、締結されるべきである。「急がば回れ」という言葉が思い浮かぶ。

永続信託の設立計画に移るにあたり、私はすべてのプランナーに対し、その信託が受益者の生活に及ぼしうるあらゆる影響、特に意図しない結果を慎重に検討し、その考えを信託の設立予定者に伝えることを強くお勧めします。 このように信託の設立者に注意を喚起することで、プランナーは、信託が受益者に及ぼす可能性のある悪影響を可能な限り排除し、設立者および受益者に対する「害を及ぼさない（Do No Harm）」という最大の責任を果たそうとするのです。奇妙なことに、税務手続きを急いで済ませ、「書類を提出する」ことに追われるあまり、信託が受益者の生活に与える影響について全く議論されないケースを、私はあまりにも頻繁に目にしてきました。 こうした問題について熟考する時間を割かないことは、設立者の立場からすれば、受益者の生活を向上させることで彼らに利益をもたらそうとするその意図に照らして、最大の意図せぬ過ちとなり得る。
なぜだろうか？ それは、受益者の生活を損なうような信託が設立されてしまう可能性があるからだ。
もしそのような結果が生じた場合、設立者は、自身の目標である生活の質の向上を達成しようとする上で最も必要としていた助言を、信託プランナーから奪われてしまったことになるでしょう。

私たちプランナーには、クライアントが最も情報に基づいた決定を下せるよう、その決定に影響を与えうるあらゆる問題をクライアントに提示する義務があります。クライアントが永続信託の設立を検討する際、次のような問題――

1. 受益者が「送金依存」に陥ることによる潜在的な悪影響、および
2. 受益者から「夢を描く機会」や「その夢を実現する自由」を奪うこと、

といった点こそが、私たちがクライアントと最も深く議論すべき課題となるでしょう。なぜでしょうか？ それらは、受益者の人生や、信託設立者の目的達成にとって、意図せぬ悪影響が生じるリスクが最も高い問題だからです。

次に、私の質問の二つ目、すなわち社会の構成員個人が下す決定に対する社会の関心についてです。先ほど説明したように、歴史の初期段階において、イギリス、フランス、ロシアの社会は、永続信託およびそれが生み出す「永続的な余暇」や「非労働階級」を容認できないものと見なしていました。アメリカにおいても、そのような階級の存在に対する同様の懸念が

階級の存在に対する同様の懸念が、植民地において、まず英国のコモン・ローの継承を通じて、次いで個々の州の法令によって、「永続禁止規則（Rules Against Perpetuities）」の採用につながった。これらの法令は、財産の所有権を永続的に停止させることは、経済および社会全体における富の循環にとって容認できない障害であるという社会の見解を表明したものである。 この「規則」は、働く必要のない永続的な土地所有階級に対する、社会全体としての懸念を表している可能性もある。 繰り返しになるが、前述の通り、私はこれらの問題に関する過去の社会の見解の正誤について、いかなる意見も述べない。単に、計画立案者に対し、このような歴史が存在すること、そしてフランスや、おそらくロシアの場合には、それが革命へとつながる一因となったことを指摘したいだけである。歴史上の特定の社会が容認できないと見なしてきたような組織を創設する行動に出る前に、クライアントがあらゆる視点を考慮できるよう、こうした歴史について助言することは、計画立案者としての我々の義務であると信じている。 また、歴史上知られているどの社会も、その内部に恒久的に余暇を享受する階級や非労働者階級を受け入れたことは一度もないという点を考慮することも重要だと考えます。歴史家でありアマチュア社会学者としても、トラスト・プランナーたちが作成した、こうした恒久的なトラスト組織内での莫大な富の蓄積を予測する見事な統計分析を見るたびに、私は身震いせざるを得ません。それらはすべて、潜在的なトラスト設立者に対し、プランナーからそのような商品を購入するよう促すために設計されたものです。 プランナーは、受益者がどれほど幸せになるかを強調することでこの事実を隠蔽しつつ、設立者への「記念碑」となるような仕組みの構築を提案することで、設立者のエゴに媚びているのではないか、と私は思う。[5] いずれにせよ、現代の人間社会とその子孫、そしてその中で形成された文化や文明の進化の歴史は、社会がそのような「記念碑」を長く存続させることを決して許してこなかったことを示している。これはすべて、家系や王朝の興亡の歴史や詩にも反映されている——「オズマンディアス」を覚えているだろうか？ 私は、社会は生物学と同様に、新たな状況に対応し、ヘラクレイトスが「万物は流転する」と述べたように、新しい共同体の形態が生まれることを可能にするために、創造と変化を追求していると考える。社会は、記念碑に見られるような深遠な秩序を好まないのだ。こうした歴史を踏まえると、創設者たちが、計画立案者たちが予測した記念碑的な財務成果が長期的に実現する可能性について指針を示す際には、社会の懸念を考慮に入れなければならないと私は考える。

最後に、連邦相続税や連邦世代飛越税のない生活を想像し始めたばかりの本稿の多くの読者に対し、もしアメリカ社会が、

恒久的な余暇層や非労働者階級を回避する手段として必要であると認識した場合、これら両方の税を復活させる可能性がどれほど高いかを検討するよう、この記事の多くの読者に注意を促したい。再び「予期せぬ結果の法則」に立ち返ると、私たちファイナンシャル・プランナーは、永続信託の創設を通じて、将来のある時点で連邦相続税や連邦世代飛越税が再導入されるような環境を、アメリカ社会内に作り出しているのではないか？

最後に、3つ目の課題である熱力学第二法則、すなわちエントロピーの法則についてである。この物理法則は、物質的なものはすべて、時間の経過とともにエントロピーによって摩擦によって消耗していくことを私たちに思い起こさせる。物理学によれば、エネルギーは物質性を形成し、物質性はエントロピーの作用によって再びエネルギーへと還る。 私は物理学者ではありません。この極めて複雑な概念をこのように言い換えてしまったことについて、物理学者である読者の皆様にはお詫び申し上げます。しかし、物理学者でない人々がエントロピーとは何か、そしてエントロピーがどのように作用するかを理解する上で、この説明で十分であることをご容赦いただければ幸いです。 エントロピーの法則は、永続的な信託とどのような関係があるのでしょうか？
私は、すべてに関係していると提案します。なぜなら、この法則は、私たちが永続的だと信じている人為的なものはすべて、幻想であり、蜃気楼であり、あるいはあなたが好む他のどのような「虚像」という表現であれ、それであるということを示唆しているからです。この物理法則は、おそらく絶え間なく変化し続けるエネルギーのプロセス――秩序から混沌へ、そして再び秩序へ、さらに混沌へと、無限に繰り返されるプロセス――を除いて、永続的なものは何もないと私たちに教えています。
創設者たちが、子孫の生活の向上に永続的に貢献していると信じることは心温まることかもしれませんが、私は、こうした夢に対する解毒剤であるエントロピーの法則を素早く投与することで、彼らにそのような考えを改めさせることを強くお勧めします。
永続的な信託を、永遠に存続する記念碑として創設することを提案し、クライアントの傲慢さに迎合するプランナーは、クライアントの最悪の本能に迎合しているに過ぎない。 むしろ、エントロピーの法則を議論に持ち込むことで、プランナーも創設者も謙虚さを取り戻し、他者の生活に影響を与える法的実体――とりわけ、長期にわたる存続が意図された永続信託――の創設に向けて共に取り組むにあたり、*「善」を行おうとする前に「害」を与えないことを*確実にしなければならないという認識に立ち返ることができるのです。

プランナーは、永久信託の設立を検討している創設者候補に対し、以下の3つの重要な現実を提示し、
議論することを、これ以上ないほど強く推奨したい。–

1. この永久信託には予期せぬ結果が生じるでしょう。ですから、この信託の設立によって生じう

る結果を、可能な限り多く検討しましたか？

。その際、信託受益者一人ひとりの幸福の追求を増大させる結果よりも、むしろそれを損なう可能性のある結果に、最大限の注意を払って検討したでしょうか？ イロコイ族の「第七世代の知恵」を活用しましたか？「急がば回れ」を実践しましたか？「善を行おうとする前に、私たちはどのような害をもたらしてしまうだろうか

善を行おうとする前に、どのような害をもたらすだろうか」と自問したでしょうか？

1. 社会はこの永久信託に対して見解を持ち、影響を及ぼすことになるため、次のように自問すべきです：社会の見解や影響がどのようなものになるかを検討しましたか？また、単に「社会は、私たちが当初の目標として掲げる『信託を永久に存続させること』に反対する」という視点だけでなく、社会には、私たちの進め方を修正させるような妥当な見解があるかもしれないという点からも検討しましたか？少なくとも、社会というシステムが何らかの形で影響を及ぼし、さらには

 制約さえ加える可能性があるという点を、少なくとも検討したでしょうか？」
1. エントロピーの法則は今も健在であり、物質的なものは永遠に存続しないことを教えてくれています。そこで、「計画を立てる際、私たちはこの物理法則を意識に入れていたでしょうか。また、それが永続信託の存続や運営にどのような影響を与えるかを想像したでしょうか？」

おそらく、上記で挙げた3つの核心的な問いがもたらす影響のほとんどは、永続信託に関する設立者の決定に作用する外部の力であるように思われる。 しかし、私は、永続信託（私はこれを「長期間にわたり、受益者の生活を実際に豊かにする信託」と定義する）の成功にとって最も重大なリスクは、内部にあると主張したい。それは、受益者と受託者の関係に対する内部ガバナンスの欠如により、信託が受益者の生活を豊かにするどころか、むしろ損なってしまうというリスクである。 この問題の根源は、ウォルト・ケリーの漫画『ポゴ』が人間の行動における多くの機能不全について示した鋭い観察、すなわち「彼は敵を探しに行ったが、それが私たち自身であることに気づいた」という言葉にあると私は考える。言い換えれば、信託の設計者、設立者、そして受益者自身が、信託が受益者の生活を豊かにするという役割を果たせない原因となっているのである。 私の実務において、信託が自分の人生にとって正味マイナスであったと語る受益者に会うことは珍しくありません。以前の著書『*Family Wealth, Keeping it in the Family*』および、

論文、*すなわち*『チェース・ジャーナル』に掲載された「*メンターとしての受託者*」およびパトリシア・アンガス氏との共著である「家族ガバナンス・システムにおける摂政としての受託者」において、私は

信託の受益者が直面する問題について詳しく論じた。それらの著作の中で、私は、受託者と受益者の関係は、その関係が成立する際に双方が相手を選んだわけではないという点で、見合い結婚に似ていると指摘した。当然のことながら、本論文の読者である西半球の人々にとって、そのような関係は不安定なものになりがちであり、もし選択肢があれば自ら選ぶような関係ではないだろう。 確かに、そのような関係は、私がパートナーシップに求める基準――「私はあなたのパートナーになれるか？」――を満たさないだろう。また、こうした関係において、優れた受益者となるための訓練を受けた受益者は稀であることも指摘した。したがって、大多数の受益者がこの関係をうまく管理できていないことは驚くべきことではない。実際、受益者は、受益者として担うべき役割や責任、そして受益者・受託者関係において期待される行動について、真の意味で理解していないことがよくある。 私の経験上、受益者が、この関係の核心には「基礎となる資産を所有することなく、この関係を管理すべきである」という概念があることを理解することが求められるという事実を、受益者が理解できることはほとんどありません。関係上の困難とは別に、そして私の経験上、しばしばそれよりもはるかに深刻なのは、受益者が「送金依存症」に陥ってしまうという極めて現実的な可能性です。 これは、人的資本と知的資本がエントロピー状態に陥った人間の生き方である。比喩的に言えば、その個人が「月の初めに受託者から小切手を受け取らない生活」を想像することさえできない、信託受益者の人生である。心理学の専門家たちは、こうした人々を、アルコール、薬物、ギャンブルなどに依存している人々と同じ機能不全の特徴を示していると見なしている。依存している者は、定義上、自由ではない。 永続信託の設立者が、受益者の生活を向上させる目的で、自身の金融資本の所有権を受託者の管理下に委ねるという愛の贈り物を行う際、正反対の効果や結果をもたらしかねない（そして悲しいことに、しばしば実際にそうなってしまう）ような仕組みを意図して作り出すとは、到底想像しがたい。

永続信託であれ、期間を定めた信託であれ、すべての信託には受益者にとってこのような結果をもたらすリスクが伴います。クライアントを真に導こうとするプランナーは、常に信託がもたらしうる結果について、この洞察に富み、知識に基づいた見解をクライアントに提示するものです。このような見解を共有することは、特に永続信託の場合において重要です。なぜでしょうか？

それは、人口統計学的確率の法則によれば、そのような信託の受益者候補が、後の世代ごとに幾何級数的に増加することが予想されるからです。したがって、家族内で予想される通常の出生率を通じて、このような信託は、

「給付金依存症」となる人物を生み出す可能性が高くなります。これは、時間の経過とともに、そのような依存症になる可能性にさらされる人が増えるためです。永久信託の設立を検討している人々は、この可能性について知らされる権利があります。

あらゆる種類の信託に共通するもう一つの現実として、多くの受益者が（a）受益者となるという恩恵に値するとは感じておらず、（b）信託が自身の成長や、自らの人生の選択を自由に下せるという感覚、そして（c）自尊心の妨げになっていると感じていることが挙げられます。信託を持たない一般の人にとっては奇妙な考えに思えるかもしれませんが、これは実際には信託生活における現実の一つなのです。 多くの受益者は、信託が自らの創造性や、自分だけの何かを生み出すというワクワク感を奪っていると感じています。彼らは心から、もし信託が存在しなかったら自分はどんな人間だったのか、もっと幸せだったのか、そして自分だけのユニークな能力や才能をもっと尊重できていたのかと疑問に思っています。さらに、彼らは、おそらく一生会うことのない誰かに対して恩義を感じ、その人物の経歴を称賛し、感謝し、模範とすることが期待されていると感じています。なぜでしょうか？「『DNA』の組み合わせという理由だけで、その人物と何らかの関係があるに過ぎない」からである。実際、彼らはその人物の経歴に縛られながらも、その経歴を恥ずかしく思っているかもしれない。 繰り返しになりますが、本稿の他の部分と同様、私はこの問題に関する受益者の見解の是非について、いかなる立場もとりません。むしろ私の目的は、受益者から頻繁に表明されるこうした懸念を、将来の信託設立候補者の注意に喚起し、彼らがそれらを自身の検討に組み込めるようにすることにあります。

信託の現実として、もう一つ挙げられるのは、受益者を指導する受託者とは対照的に、指導を行わない受託者の存在である。私の経験では、多くの信託が、受益者の生活を豊かにするという設立者の期待に応えられない。その理由は、そうした信託の受託者自身がエントロピー状態に陥ってしまうからである。しばしば、受託者は時代の変化に対応できず、新しい問題に対して時代遅れの考え方を持ち込んでしまう。
さらに悪いことに、一部の受託者は、自分たちこそが信託財産の真の所有者であると見なし、受益者の代理人というよりは設立者の分身であるかのように振る舞い、受益者がどのように生きるべきかについて、受益者本人よりも自分たちの方がよく知っていると信じ込み始める。彼らは、選ばれていない親となり、さらには独裁者へと変貌してしまうが、実際には、彼らの役割は、人間として、また知的な存在として、受益者の成長と発達に奉仕することにあるのだ。 あまりにも頻繁に、とりわけ長期間存続する信託の末期において、設立者がすでに長く亡くなっており、受託者がその人物を一度も知らなかった場合、

受託者たちは、信託資産によって自分自身や自分の社会的地位を定義し始め、それに応じて行動するようになる。彼らは、自分たちが受益者や将来の受益者世代の「奉仕者」であることを忘れてしまっているのだ。

ここで、永久信託が提起する信託ガバナンスの特別な問題について触れておきたい。永久信託の設立を提案する思慮深いプランナーや、それを創設する設立者は、受益者と受託者の関係が極めて長期に及ぶ場合、信託ガバナンスが機能不全に陥る可能性が高まることを認識しているはずである。あらゆる信託ガバナンスは、受益者側においては受益者が給付金への依存に陥ることにより、受託者側においては受託者がエントロピーや自己取引に陥ることにより、失敗するリスクを抱えている。 残念ながら、信託に永続期間を設定すると、これらのリスクはさらに高まります。なぜなら、受益者や受託者が信託や相互の関係において負の経験を積む中で、エントロピーの法則が作用する時間が単純に長くなるからです。幸いなことに、今日では先見の明のあるプランナーが、信託ガバナンスの失敗から受益者と受託者を守るための、さまざまな対策の武器庫を備えています。これらの対策の多くは『チェイス・ジャーナル』の過去記事で取り上げられているため、ここではあえて詳述しない。しかし、特に一つ、ここで言及すべきものがあると思う。信託ガバナンスの失敗に対する最も重要な対策は、受益者一人ひとりの人的・知的資本の成長を通じて、受益者の生活を向上させるという設立者の目標を達成するために、受益者と積極的に協力する「メンタリング型受託者」を選任することだと私は考える。 残念ながら、信託の負の力を通じて作用するエントロピーの法則によって受益者が依存的な存在となってしまった場合、受益者を彼ら自身から守る手段は何もありません。そして、このプロセスは、メンタリングを行わない受託者によって常に加速されてしまうものです。受益者との良好な関係を築くことに尽力するメンタリング型受託者と、受託者との関係を適切に管理することで優れた受益者となるよう努める受益者との間には、成功の現実的な可能性があります。こうした関係を適切に管理することにおいてこそ、受益者の生活を向上させるという信託の目的が、合理的な成功の見込みを持つのです。 受託者と受益者がこの自律的なプロセスを開始するにあたり、永続的なものであれ有期のものであれ、信託が受益者の生活を最大限に豊かにするために、受益者がどのような成果を想定すべきでしょうか。私は、

受益者と受託者はまず、哲学が教えるところによれば、各受益者にとっての目標は、

1. 自己を完全に自覚し、個人の自由を獲得して自立した生活を送れるようになること
2. 人生の使命を知り、それを果たすことで、人生の夢を成就すること、そして
3. 自らの行動に対して全責任を負えること

は、極めて価値が高く、意義深い目標です。信託が設立者の当初の目的、すなわち各受益者の生活を豊かにするという目標を達成するためには、受託者および受益者によるあらゆる努力が、これらの成果を
受益者のためにこれらの成果を達成することを目指すべきであると提案します。そうして初めて、信託が「各受益者の生活を豊かにする」という設立者の当初の目標を達成できるのです。 私が懸念しているのは、永続信託において、受益者が「私や私の子供、あるいはどの世代の子孫も、決して資産を所有することにならないのなら、なぜ私が『優れた受益者』になることや信託のガバナンスについて心配し、この関係を機能させるための大変な努力をしなければならないのか？」と考えるかもしれないということです。なぜ私は、良き管理者になることを学ぼうとするべきなのでしょうか？なぜ働かなければならないのでしょうか？見習いになるべきなのでしょうか？自分の天職を見つけるべきなのでしょうか？私には何もできないのに！ 受益者が完全な自立と自己価値を十分に享受するためには、これらの問いに答えなければならないことを理解できるよう、誰が受益者に問いを投げかけるのでしょうか？ 設立者がプランナーによってこうした問いや現実に気づかされ、双方とも信託契約書の中に受益者に向けた、こうした問いを提起する文言を盛り込み、受益者と積極的に関わり、彼らがそれぞれの答えを見つけられるよう支援する用意のある受託者を選任することを願いたいものです。そうすることで、信託は設立者の意図通りに受益者の生活を豊かにすることにつながるでしょう。

永久信託は、すべての信託と同様に、受益者が自己認識と自立を身につけ、天職を求め、自らの行動に全責任を負えるようになる能力を高める可能性を秘めています。あるいは、何もしないで依存状態に陥り、そのようなエントロピー的な生活がもたらすあらゆる悲しみに苛まれる可能性もあります。 しかし、私は特に永久信託について懸念を抱いています。その初期の歴史が示唆するように、永久信託は有期信託よりも依存状態を招くリスクが高い可能性があるからです。私の懸念が現実のものとなるかどうかは、そのような信託の受益者の第2世代、第3世代がその地位に就く、何年も先になって初めて明らかになるでしょう。本記事と、

そこで提起される問いが、今日の信託プランナーや信託設立者にとって、彼らが協力して作り上げる信託が、その受益者の人生に与える影響について深く考えるきっかけとなることを願っている。 おそらく、将来の受益者の中には、これらの問いについて熟考する時間と労力を費やすことで、その信託が彼らの人生を損なうどころか、むしろ豊かにする結果につながる者もいるでしょう。もし一部の永久信託においてそのような結果が達成されるならば、それらの信託設立者は、過去に関するサンタヤナの戒めを心に刻んでいたに違いないでしょう。さらに、私はこの論文を執筆したことが、ささやかながらも、こうした信託設立者の目標達成に寄与できたと感じるでしょう。 その目標とは、このような永続信託を設立することで、受益者、すなわち将来の何世代にもわたる家族に対して「愛の贈り物」を贈ることです。それは、信託が受益者の生活を豊かにする働きをするにつれて、受益者自身が実感する贈り物となるでしょう。そのような贈り物は、受益者に、設立者の先見の明の深さを称え、感謝する真の理由を与えることになるでしょう。

思慮深い寄付とは、まずその贈り物が害を及ぼすかどうかを慎重に検討することから始まり、その後、考えられるあらゆる有害な影響を考慮した上で、それが善をもたらすかどうかを判断することから始まる。

『The Chase Journal』2001年、第5巻第3号に掲載 **著作権 © 2001 Hughes and Whitaker**

参考文献

アリストテレス『*ニコマコス倫理学*』、J.A.K.トムソン訳、ヒュー・トレダーニック改訂、ロンドン・ペンギン・ブックス、1953年

デューケミニア、ジェシー、ジョハンソン、スタンリー・M.、『遺言、*信託*、*遺産*』、第6版、アスペン・ロー・アンド・ビジネス、2000年

ヒューズ、ジェームズ・E・ジュニア、『*家族の資産：それを家族の手元に残す*』、ニュージャージー州プリンストン・ジャンクション、ヒューズ・アンド・ウィテカー社、1997年

ヒューズ、ジェームズ・E・ジュニア、*『メンターとしての受託者』*、初出：『チェイス・ジャーナル』（第II巻第2号、1999年春号）

ヒューズ、ジェームズ・E・ジュニア、およびアンガス、パトリシア・M、*『家族ガバナンス体制における摂政としての受託者』*、

ヒューズ・アンド・ウィテカー社、1999年

サンタヤナ、ジョージ、*『理性の生涯』（1905-1906年）*、*第1巻*、*「常識における理性」*スコット、*『信託法』*、第4版、アスペン・パブリッシャーズ社、2000年

[1] スコット著『62.10』に引用されている通常の「永続禁止の原則」：「権利は、その権利が創設された時点で存命している者の生存期間終了後、遅くとも21年以内に確定しなければならない場合を除き、有効とはみなされない……。」

[2] 本稿の主題ではないが、永続信託は教会が土地を保有するために広く利用され、その結果、イングランドやフランスの特定の地域では、教会が最大の土地所有者となった。15世紀から16世紀にかけてヨーロッパのビジネス環境が近代化するにつれ、この事実は、教会の精神的役割というよりも世俗的役割に対して多くの不満を引き起こした。 その結果、土地を主要な媒体とする商業が停滞し、イングランドのチューダー朝は、これをイングランドの発展にとって極めて有害であると見なした。その結果、経済界の多くの人々は、イングランド経済の発展を加速させるために必要な改革として、ヘンリー8世が「宗教改革」の一環として教会財産を没収・再分配するという決定を熱烈に歓迎した。

[3] 本記事*『遺言、信託、および遺産』*は、この主題に関する英国の法史を優れた要約として提示している。

[4] 一部の読者の皆様は、富が不動産よりも動産においてはるかに多く占められる現代の経済環境において、この歴史は当てはまらないと感じるかもしれないことは承知している。本稿は経済的な議論を行う場ではない。ただ一点、ほぼすべての信託の受託者は、信託を規律する州法により

「信託資産の運用において慎重を期す」ことが義務付けられている。同様に、慎重とは言えない投資を行うことも許されない。商業分野において、創造性とは起業家精神として定義され、リスクを取ることに他ならない。私の見解では、創造性およびそれに伴うリスクは、州法が定義する「慎重さ」の範囲には含まれておらず、それは当然のことである。なぜなら、受託者が管理しているのは他人の資産だからだ。 この現実は、時間の経過とともに信託受益者にとって不運なものとなる。なぜか？　それは、リスクと報酬の競争に関する法律の単純な事実として、長期的には、慎重であるべき責任を果たす受託者は、自身の資源を用いる起業家が負えるようなリスクを負うことができないため、市場において他のすべての投資家と競争する中で、受託者が達成するリターンは、必然的に低くなるはずであり、実際にも低くなるからである。 この論理を、永久信託が想定する複数世代にわたって適用すると、市場が中立であると仮定した場合、信託資産は市場全体と同じペースで成長できないことが強く示唆される。もしこの論理が正しいならば、そのような信託は、最終的に、土地を所有してはいるものの取引できない者たちと同じような、商業的に不利な立場に置かれることになるだろう。本稿の後半では、エントロピーについて論じる予定である。 そこで、私が述べた論理を、起業家精神を持たない人々の手に永続的に委ねられた資産の管理におけるリスクとリターンの問題に当てはめて考えていただきたい。父は、事業主であるクライアントに対し、自社の株式を信託に組み入れることは、自社の
会社の永続化という願望に対する最善の解決策のように見えるかもしれないが、会社への投資を選択したわけではなく、むしろ信託の設立時にこれらの株式を受け取った受託者たちは、優れた株主が行うようなリスクを伴う投資判断を下していないため、不適切な株主になってしまうというのが彼の経験上での見解だった。 また父は、受託者は法律によりリスク分散の方針を採用する義務を負っている以上、法律の要求に直面した際、委託者の目的をどれほど十分に達成できると期待できるだろうか、とも付け加えていました。もちろん「信託契約書の作成」が役立つ可能性はありますが、結局のところ、受託者の業績を評価する裁判官は、慎重性と分散という基準を物差しとして用いることになるでしょう。 歴史的な評価や、市場がどのように機能するかに関する現在の知見に照らして、永続信託が長期的に市場で成功を収める可能性を評価する際、これらは極めて重要な検討点であると私は考える。

[5] また、こうしたプランナーたちは、西洋人にとって幸福になるまでの道のりがいかに困難であるか、そしてその道のりのどれほどが

「自己を知る」こと、天職において有意義な仕事を見つけ、自らの夢を生き抜くこと、そして、そうした記念碑に象徴されるような他者の夢の継承が、いかに些細な要素に過ぎないか、という点に大きく関わるものなのか？ 孔子、ソクラテス、ブッダ、ガンジー、そしてユング、マズロー、エリクソンといった20世紀の多くの人物も、この旅路について多くのことを語っていると思います。彼らはそれぞれ独自の方法で、どのようなプロセスが人々の生活を豊かにし、どのようなプロセスがそれを損なうかについて、ほぼ同じ結論に達しているのです。